

～集団回収のすすめ方～

◆再生資源集団回収奨励金

「集団回収」を行う自治会・子供会等の団体へ、回収量に対して、**5円／kg** の奨励金を交付することにより、ごみの減量化を促進し、資源の有効利用を図ります。

◆奨励金の対象品目

- 古 紙 新聞紙、雑誌、段ボール
- 古 繊 維 類 古着等
- 金 属 類 空き缶、金属屑等
- 空きびん類 酒びん、ビールびん、ジュースびん等

◆集団回収をはじめる手順

- ① 回収を行う団体（グループ）をつくります。
- ② 回収日、回収品目、回収場所等を資源回収業者（別紙一覧）と相談して決めます。
※ 回収日は市の収集日と重ならないように設定してください。やむをえず日程が重なる場合は、ごみステーションとは別の回収場所を設定してください。
- ③ 奨励金の振込用（名義が団体名のもの）口座を用意します。
- ④ 廃棄物対策課に団体登録申請書を提出してください。
※ 団体登録申請書（再生資源集団回収地区推進団体登録申請書）は、廃棄物対策課、北部・農林振興部北部地域振興課、各市民センター・ふれあいセンターにも用意しております。また、提出も受け付けています。
- ⑤ 団体内の回収を行う世帯に対し、回収日、品目、場所を事前に知らせます。

◆奨励金交付の手続き

- ① 集団回収実施後、資源回収業者から計量計算伝票を受け取ります。
- ② **奨励金交付申請書兼請求書**に計量計算伝票（原本）を添えて廃棄物対策課へ提出します。
※ 奨励金の交付申請については、回収を実施した年度内に、可能な限り申請をしてください。
- ※ 廃棄物対策課以外では、北部・農林振興部北部地域振興課、各市民センター・ふれあいセンターに提出していただければ、廃棄物対策課に送付されます（通常便は2~4日かかる場合がありますので余裕を持って提出してください）。
- ③ 指定の銀行口座などに奨励金が交付されます（登録された代表者宛てに交付決定通知書が送付されます）。

問合せ先
宇都宮市廃棄物対策課
TEL 34-8247

資 源 回 収 業 者 一 覧

業者名	住所	電話
井上商店	宇部市野中三丁目1-14-2	31-4330
河村商会	宇部市新町10-21	21-0341
木村商会	宇部市東藤曲2-6-29-6	31-5180
原田商店	宇部市南浜町一丁目3-8	31-3321
原山商店	宇部市明神町一丁目12-35	31-6064
藤井商店	宇部市厚南区浜郷	41-2486
諸月商店	宇部市恩田町一丁目1-34	33-5620
安田商店	宇部市大字妻崎關作161番地4	41-1644
六甲金属	宇部市厚南北四丁目18-18	41-5875
田中商店	宇部市黒石北二丁目9番43-7号	41-1366

注1) 上記は、宇部市資源リサイクル組合古紙回収部会員で、上記回収業者が収集した再生資源物は確実にリサイクルされます。その他の回収業者へも収集を依頼できますが、収集後、焼却等ではなくリサイクルをする回収業者を選んでください。

注2) あらかじめ、回収業者と電話で引き取ってもらえる品目などを確認して進めてください。